## 信用販売に関する誓約書

以下に記載の甲は、株式会社 EPARK(以下「乙」という)との間で締結した「EPARKペイメントサービス」(以下「本サービス」という)の利用にあたり、下記の事項について確認し、以下に記名捺印するものとします(以下「本誓約書」という)。なお、用語の定義は本書に特段の定めがない限り、EPARKペイメントサービス加盟店規約に従うものとします。

記

- 1. 甲は、会員に対する商品等の信用販売に関して、以下の各号に定める取引を行わないことを誓約します。
  - ①契約締結と同時もしくは締結後直ちに、甲が会員に対して商品等の全部の引渡または役務提供の完了ができない取引(例:次回予約分のサービス料を事前に決済し、後日サービスの提供を行うなどを対象とするが、これに限りません。)
    - ②「特定商取引に関する法律」(特定商取引法)第41条に定義される特定継続的役務提供に該当する商品等を対象とする取引(例:脱毛の長期コースメニュー、ホワイトニングの長期契約、回数券などを対象とするが、これらに限りません。)
    - ③金券、金地金、有価証券、ギフトカード・商品券・印紙・切手・回数券等その他の換金性が高い商品 等を対象とする取引
- 2. 甲が、上記に違反していると疑われる場合には、問題が解消されるまで本サービスの利用を一時的に停止するものとします。
- 3. 甲が、本誓約書に違反したと判断された場合、本サービスの全部または一部を乙は解除することができ、 乙に損害が生じた場合、甲はその損害を賠償するものとします。
- 4. 甲は、乙が取扱商品についての調査が必要であると判断した場合、その調査に必要な書類の提出、及び財務状況の開示等の指示に、速やかに応じなければならないものとします。
- 5. 本誓約書の有効期間は本誓約書の締結日から本サービスが終了するまでとします。

以上

記名・捺印日		年	月	日	
甲住所					
甲名称					Ø
甲代表者名					